

# 令和2年度「船岡山を活かした魅力創出事業」の企画・運營業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和2年度「船岡山を活かした魅力創出事業」の企画・運營業務

## 2 本仕様書の位置付け

本仕様書は公募型プロポーザルの提案時のものであり、業務委託契約締結の際には、受託候補者の提案内容を踏まえ、協議の上で修正することとする。

## 3 委託業務の目的

本事業は、「西陣を中心とした地域活性化ビジョン（平成31年1月策定）」に基づき、令和元年度からの3年計画で、船岡山やその周辺エリアの更なる魅力向上を図り、地域住民はもとより観光客にも親しまれる魅力スポットの創出を目的とする。

取組を進めるに当たっては、地域（紫野学区、楽只学区等）の方々の人間力を地域の活性化に繋げること、同時に、船岡山が一層地域の人々に愛され、誇りとなることを目指す。

## 4 委託業務の内容

令和元年度の実施を踏まえて、下記（1）から（4）までの企画運営を行う。

### （1）仕掛けづくり

- ・船岡山の魅力に触れるきっかけとなる機会を創出する。
- ・日本の年中行事等をテーマに、季節が感じられ、世代を超えて楽しめる要素を取り入れる。
- ・実施に当たっては、地域の方から協力を得られるよう工夫する。

### （2）継続的な参加につながる取組

周辺地域に継続的に関心を持ち続けてもらえるような企画を行う。

### （3）地域ブランドの向上等のための総合的な情報発信

#### ア ニュースレター

- ・年間で複数回発行。（オールカラー、各5000部発行（予定））
- ・情報収集に当たっては、地域住民の声を取り入れること。

#### イ 地域が制作するホームページやSNSとの連携

- ・地域が制作している情報発信媒体との情報共有を行う。
- ・情報発信のノウハウ（写真撮影、スマートフォン使い方講座など）を地域に伝授する。

### （4）その他

- ・事業全体を通して、参加者を含む関係者に、SNS上で“船岡山”というキーワードによる情報拡散をしてもらう工夫をする。
- ・いずれの企画においても、SNS等の最適な広報媒体を活用し、参加者の声を収集、分析するなど、より効果的に展開する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応に十分に留意し、事業に滞りがないよう、安全かつ柔軟に

事業を進める。

## 5 成果物

次に掲げる成果物を北区役所に提出すること。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 業務完了報告書              | 5部 |
| (2) 業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料 | 一式 |
| (3) 上記(1)及び(2)に係る電子データ   | 一式 |

## 6 委託金額の範囲

「4 委託業務の内容」に記載した業務に係る全ての経費の合計金額。

ただし、事業で徴収する参加費収入(実費)分の費用は、委託金額には含まれない。

## 7 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 8 特記事項

### (1) 協議事項

- 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、本市と受託者との間で協議する。協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

### (2) 個人情報

- 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### (3) 損害賠償

- 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

### (4) 著作権

- 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を無償で譲渡するものとする。
- 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。

### (5) 再委託

- 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し(以下「再委託」という。)、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しないこととする。